



平成 25 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名：ナノキャリア株式会社
代表者名：代表取締役社長 中 富 一 郎
(コード：4571 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 CFO 兼社長室長 中 塚 琢 磨
(TEL：03-3548-0217)

第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 25 年 10 月 7 日開催の取締役会において公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）、当社株主による株式売出し（海外売出し）及び当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしました第三者割当による新株式発行に関し、割当先のうち J.P. Morgan Securities plc より発行予定株式数の一部につき申込みがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、これに伴い、平成 25 年 10 月 7 日開催の取締役会において決議しました公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）及び第三者割当による新株式発行による調達資金の使途が下記のとおり確定しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 第三者割当による新株式発行

(1) 発行新株式数	国内第三者割当増資による発行新株式 0 株 (発行予定株式数 450 株) 海外第三者割当増資による発行新株式 1,625 株 (発行予定株式数 5,850 株) 合計 1,625 株 (発行予定株式数 6,300 株)
(2) 払込金額の総額	418,372,500 円 (1 株につき 257,460 円)
(3) 増加する資本金の額	209,186,250 円 (1 株につき 128,730 円)
(4) 増加する資本準備金の額	209,186,250 円 (1 株につき 128,730 円)
(5) 申込期間(申込期日)	平成 25 年 11 月 22 日(金)
(6) 払込期日	平成 25 年 11 月 25 日(月)

ご注意: この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の第三者割当増資による手取概算額386,792,500円については、当該第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額757,340,000円及び海外募集の手取概算額7,724,896,000円と合わせ、手取概算額合計8,869,028,500円について、以下のとおり充当する予定であります。

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①	主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用（注）1.	8,569	平成25年11月から 平成30年10月まで
②	その他運転資金（注）2.	300	

(注) 1. 当社の主要開発パイプラインは、パクリタキセルミセル（NK105）、シスプラチン誘導体ミセル（NC-6004）、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）及びエピルビシンミセル（NC-6300）の研究開発となっております。当社の主要開発パイプラインのうち今後多くの資金需要が発生する見込みであるシスプラチン誘導体ミセル（NC-6004）及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の研究開発並びに当社の新規開発パイプラインである抗体とミセル化ナノ粒子技術を結合させるシステムADCM（Antibody Drug-Conjugated-Micelle）及びsiRNAなどの核酸やタンパク質など高分子医薬品などを対象にした医薬品候補の研究開発に、平成24年11月15日に実施した第三者割当による新株式発行により調達した資金と併せて、今回調達した資金を充当いたします。これらにつきましては、上記の支出予定時期の期間内で、研究開発の進捗に合わせて支出する予定です。

2. 人件費、研究所及び本社機能運営費用等を見込んでおります。

3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) 第三者割当増資による発行新株式数の減少による当社への影響

第三者割当増資による発行新株式数の減少により、当初予定していた資金調達の未達が生じることになりますが、当面の資金繰りへの影響はございません。今後の必要な事業資金の調達については、その時期・方法を含め検討してまいります。

<ご参考>

1. 上記の第三者割当増資は、平成25年10月7日開催の取締役会において公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）、当社株主による株式売出し（海外売出し）及び当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものであります。

当該第三者割当増資の内容等については平成25年10月7日付で公表しました「新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び平成25年10月21日付で公表しました「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 今回の第三者割当による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	398,027株(注)(平成25年11月21日現在)
第三者割当による新株式発行に伴う増加株式数	1,625株
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	399,652株

(注) 公募による新株式発行の払込期日(平成25年10月28日)の翌日以降に新株予約権の行使により増加した数を含んでおります。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。